

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名		
----------------------------	------------------	-----	--	--

一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (25の計)	1	円	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額 (14) + (15) × $\frac{1}{2}$	寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14	円	
		特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 額 (26の計)	2						
		そ の 他 の 寄 附 金 額	3				連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相 当 額 (11) × $\frac{3.75}{1,000}$	15	
		計 (1) + (2) + (3)	4						
		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	5					16	
		計 (4) + (5)	6			特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 損 金 算 入 額 (2) と (14) 又は (16) のうち少ない金額)	17		
		連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「33の①」+「34の①」)	7		指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	18			
		寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額	19			
		同 上 の $\frac{2.5又は1.25}{100}$ 相 当 額	9		(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	20			
		連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 (別表五の二(一)付表一「30の④」) (マイナスの場合は0)	10		損 金 不 算 入 額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - ((9)又は(13)) - (17) - (18)	21		
		同 上 の 月 数 換 算 額 (10) × $\frac{1}{12}$	11		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 (19)	22			
		同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額	12		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (5)	23			
		一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 (9) + (12) × $\frac{1}{4}$	13		計 (21) + (22) + (23)	24			

指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細				
寄 附 し た 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額 又は 支 出 金 額 25
				円
計				
特 定 公 益 増 進 法 人 若 し く は 認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 に 対 す る 支 出 金 の 明 細				
寄 附 し た 日 又 は 支 出 し た 日	寄 附 先 又 は 受 託 者	所 在 地	寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額 26
				円
計				
そ の 他 の 寄 附 金 の う ち 特 定 公 益 信 託 (認 定 特 定 公 益 信 託 を 除 く。) に 対 す る 支 出 金 の 明 細				
支 出 し た 日	受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額
				円

個 別 帰 属 額 の 計 算					
連 結 法 人 名					
当 該 連 結 法 人 が 支 出 し た 寄 附 金	指 定 寄 附 金 等 の 金 額	27	円	(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額	円
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 額	28		(17) × $\frac{(28)}{(2)}$	34
	そ の 他 の 寄 附 金 額	29		損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額	35
	計 (27) + (28) + (29)	30		(21) × $\frac{(32)-(27)-(34)}{(20)-(17)-(18)}$	
	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額	31		個 別 帰 属 額 (31) + (33) + (35)	36
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30) - (31)	32			
	完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	33			